

## 1. 申請資格および受講料

次表のいずれかの条件を満たすとともに、医療適性診断の基準（医療適性診断書に基準を記載）に達し、登録会社において適格と判断される者。

※医療適性診断の基準に満たない場合は、講習会を受講できません。

	新規者			継続者	更新者
	一般	JR資格者	出向者		
受講条件	学歴 4年制大学で土木・建築及びそれに準ずる学科の課程を修了し、土木・建築・軌道等の工事に従事した年数が右記による技術者で、かつ営業線に関わる工事の経験を有する者	経験年数 3年以上 (営業線に関わる工事の経験が1年以上含まれること)	JR工事管理者またはJR軌道工事管理者の資格を有する者 (在来線または新幹線)	小田急電鉄職員で工務部に在籍し列車等の運転に直接関係する作業を行う係員として単独で従事していた出向社員	2024年、2025年に認定証の有効期限が満了を迎える者
	土木・建築・軌道等の工事に従事した年数が右記による技術者で、かつ営業線に関わる工事の経験を有する者	5年以上 (営業線に関わる工事の経験が1年以上含まれること)		※講習会回数変更に伴い、従来の周期ではありません	2023年に認定証の有効期限が満了を迎える者 ※講習会回数変更に伴い、従来の3年周期ではありません
申請者	新規に認定を受ける者			継続する者	更新する者
受講料	16,900円		5,900円	3,700円	9,200円
消費税 (10%) ※	1,690円		590円	370円	920円
振込金額 (受講料+消費税)	<u>18,590円</u>		<u>6,490円</u>	<u>4,070円</u>	<u>10,120円</u>

※消費税改定の際は、その税率によるものとします。

なお、本審査は全提出書類の受理および受講料納付確認後となりますので、**技術経歴書の経験年数や医療適性診断基準など条件に満たないと判断した場合は、受講不可になることがあります。**あらかじめ貴社にて、**申請資格を満たすかどうか十分にご確認のうえで、お申込み下さい。**

お申込み手続きは、登録会社毎に「4. 申込手続」に記載の通り手続を進めて下さい。

## 2. 小田急電鉄工事指揮者認定マニュアル（2019年4月 改正）抜粋

### （工事指揮者認定講習の受講資格）

第2条 工事指揮者認定講習の受講資格は、次の各号に該当し各請負工事登録会社より推薦された者とする。

- ・ 土木・建築・軌道等の工事に5年以上従事した技術者であり、かつ原則として営業線に関わる工事の経験を1年以上（他社経験含む）有する者。
- ・ 4年制大学で土木・建築およびこれに準ずる学科の課程を修了した者で土木・建築・軌道等の工事に3年以上従事した技術者であり、かつ原則として営業線に関わる工事の経験を1年以上（他社経験含む）有する者。
- ・ J R 工事管理者（在来線または新幹線）またはJ R 軌道工事管理者（在来線または新幹線）の資格を有する者。
- ・ 小田急電鉄職員で工務部に在籍し列車等の運転に直接関係する作業を行う係員として単独で従事していた出向社員

### （認定および継続）

第7条 講習会を修了し審査の結果、認定基準に達した新規者・更新者に対して、日本鉄道施設協会長が工事指揮者認定証を交付し認定する。

- 2 継続者における認定基準に達したものに対して、日本鉄道施設協会長が工事指揮者認定証に継続手続き修了の証を明記し、継続を承認する。

### （認定者の資格有効期間）

第8条 工事指揮者認定者の資格有効期間は、認定証発行日より3年間とする。

- 2 新規取得年および更新年以外の1年毎に継続の認定手続きを行うこととする。なお、継続者の認定基準に満たさない場合はその資格を停止扱いとする。

### （資格の停止）

第10条 工事指揮者が継続手続き及び認定条件を満たさない時は、その資格を停止する。なお停止期間は原則として次年度の継続または更新手続きの完了までとする。

### （資格の失効）

第11条 工事指揮者が次の各号に該当したときは、その資格を失効する。

- ・ 有効期間が切れ、更新の手続きを行わなかったとき。
- ・ 更新の認定条件を満たさなかったとき。

### （資格者所属会社名の記載）

第12条 工事指揮者が所属する会社以外（登録会社）から推薦を受け、その資格を取得した場合には、認定証に推薦した会社名および所属する会社名を認定証に併記するものとする。

### （資格者登録会社以外の業務の従事）

第13条 登録会社より推薦を受け、その資格を取得した者は推薦を受けた会社以外の業務での任に従事することはできない。ただし、業務着手時に計画書の下請業者名簿に記載し、当社の承認を得た場合はこの限りではない。

### （資格者所属会社変更の届出）

第14条 工事指揮者が認定時の所属会社を変更したときは、その旨を届けなければならない。また、登録会社より推薦を受けてその資格を取得した者については新たに登録会社より推薦を付し届出を行い、承認を得なければならない。

### （工事指揮者認定証の返却）

第16条 工事指揮者認定に失効が生じたときは、速やかに工事指揮者認定証を返却しなければならない。

以上